

令和5年度事業計画

令和5年を迎え、相変わらずウィズコロナ時代ではありますが本会事業は積極的に計画・実施していかなければなりません。

土地家屋調査士を取り巻く状況は、日本土地家屋調査士業務取扱要領の運用が始まり、民法・不動産登記法の一部改正及び相続土地国庫帰属法の施行に伴う各種対応が求められております。従来の財産管理制度が見直され、「所有者不明土地・建物管理制度」・「管理不全土地・建物管理制度」が創設され、特定の土地・建物に特化した管理人を置くことが可能となります。この管理人に土地家屋調査士が選任される事例も考えられることから、より一層知識の向上に努める必要が求められ、各種研修に積極的な参加をしなければなりません。また、不動産登記規則には、基本三角点等を使用した測量を求められておりますが、地域によって未だに任意座標による測量が行われております。連合会よりネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルが通知され、より積極的な基本三角点等の使用が求められております。これらを踏まえて、本年度の事業計画を作成いたしました。

本年度は引き続き、WEB等を利用した会議や研修会の実施と、感染対策を配慮しつつ、安定した会務運営が行えるよう事業の体制の充実に努めます。

総務部においては、円滑な会務運営と会員に対する注意及び指導を行います。また、法改正や各種制度の変更に伴う対応を速やかに行います。

財務部においては、引き続き本会財政状況の安定の為に将来への備えを行い、各種の積立を充実させるべく、より効率的な予算執行を行います。

業務部においては、調査士業務が円滑に処理できるよう、横浜地方法務局や日調連及び各行政との情報交換等に努め、会員各位に速やかに伝達することを事業の中心といたします。引き続き円滑な登記事務処理のためにオンライン申請の推進を行います。また、過去に周知された通知等を整理し、特に重要な通知等については改めて会員への周知に努めます。本会ホームページの閲覧等、本会が発信する情報に注意いただき、今後一層のホームページの利用促進に御協力をお願いいたします。

広報部においては、予算状況を考慮しながら、より効率的な広報活動を行います。

研修部においては、年次研修、その他会員研修等を実施し、対面での研修・屋外で実施する研修・WEB等を利用した研修等、研修内容に合わせた実施方法で行います。

「境界問題相談センターかながわ」の運営については、これまで同様、本会が一定額の経費負担をしたうえで弁護士会と協力し、運営委員会を中心に事業を継続運営いたします。

最後に、土地家屋調査士制度の維持発展のためには、すべての調査士が、業務処理に対する高い意識と責任感を持つことにより、依頼者に対する信頼関係の構築、国民に対する知名度の向上、更には新たに調査士を目指す若い年代の育成に繋がると考えております。そのためにも会員皆様の御協力をお願いしながら事業の執行に努めたいと考えます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

1. 会務運営の効率化
2. 会員の執務指導
3. 法務局及び他調査士会、関係団体等との連携
4. 法改正・会則・諸規則等の整備に関する対応

財務部

1. 入会金及び会費の徴収並びに支出の効率化と管理
2. 支部源泉徴収業務の対応
3. 会館設備の整備及び今後の修繕計画の検討
4. 福利厚生事業の実施

業務部

1. 調査士業務に関する指導及び連絡
2. 適正なる業務処理の推進
3. 土地家屋調査士業務に関する資料の収集及び公開

広報部

1. 災害時協力協定、空家等対策への取組を活用した制度広報活動
2. 行政機関等での動画広告、無料動画配信など効果的な制度広報活動の実施
3. ホームページの内容の拡充とホームページを利用した広報活動、会報誌の発行
4. 無料登記相談会の実施

研修部

1. 年次研修の実施
2. 会員研修、新入会員研修の実施
3. 研修に関する情報収集と研究